



Title	長崎医学の百年, 第九章 長崎医科大学, 第十一節 原子爆弾投下後の長崎医科大学
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 802-806
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6663
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:26:28Z

第十一節 原子爆弾投下後の長崎医科大学

原下爆弾の投下によって一瞬、廢墟と化した長崎医科大学は学長角尾晋以下、職員学生八百五十余名が殉難し、校舎、病棟の倒壊炎上をみ、書類簿冊、機械器具その他殆んど一切の施設は徹底的な破滅状態に陥つたのである。そして、医学教育は全く麻痺し、且つ医療施設も窮乏の中に復興を希望しつつ努力が重ねられて行つた。原子爆弾投下前後の詳細については、昭和三十年十月二十二日発行の『追憶』（原爆十周年記念出版委員会編集兼発行）を参照頂くとして、ここには省略するが、大学本部は従来の医科大学の建物の倒壊、焼失により外科教室の焼跡の一隅に移され、翌日、教授古屋野宏平は重傷の学長角尾晋の嘱により、後事を取扱い、負傷者の収容、殉難者の埋葬並びに調査、遺族との連絡に尽粋した。そして医療に従事できる人は皆医師の本分を尽して負傷者の診療を行つたのである。同月十一日、長崎の被害に対する復

興協議会が立山町長崎県庁地下室で開かれたので教授古屋野宏平も参加した。八月二十二日、学長角尾晋が歿し、翌二十三日には収容中の負傷者を新興善国民学校その他へ移し、且つ大学本部も市内桜町長崎商工会議所二階に移して、生き残つた幹部と大学の再建について協議し、一、大学本部を長崎市に置くこと、二、低学年学生を九州帝国大学医学部へ、薬学専門部生徒は佐賀高等学校に委託教育すること、三、高学年学生は大村の元海軍病院に収容して講義並びに診療をなすことを決定した。

これより先、八月十日、ポツダム宣言受諾が御前会議で決定され、十五日には日本の無条件降伏を宣言した天皇の終戦放送が行われ、同日、本部において終戦について古屋野教授が教職員学生に訓話した。なお、八月中には教授古屋野宏平は学長事務取扱に補せられ、教授調来助は附属医院長に補せられ、教授高瀬清は附属図書館長

に補せられて、前記のように災厄を逃れた教授、学生、看護婦、職員を率いて大学復興に努力した。

然し終戦に伴う教育措置は終戦と同時に始められていたのである。即ち終戦放送の翌十六日、文部次官、厚生次官は地方長官、学校長に当てて「動員解除ニ関スル件」を達し、「一般工場事業地ニ出勤中ノ男子学生ハ各般ノ情勢ヲ勘案シ現地關係機関ト連絡ノ上可及的速カニ動員ヲ解除スルコトトシ帰校ノ上晴耕雨読ヲ行ハシムル等貴官ニ於テ適當ノ措置ヲトラルベシ」と云ったが、附属薬学専門部の動員学徒も三菱電機製作所（飽の浦）、日本窒素水俣工場（熊本県葦北郡水俣）、武田製薬株式会社吉富工場（福岡県築上郡吉富町）、田辺製薬株式会社小野田工場（山口県小野田市）にあったので、七月に帰学したものを除いて、間もなく帰学した。そして終戦事務を取扱うべき東久邇宮内閣が組織され、新日本建設の希望が与えられたのである。然し混沌とした複雑な社会的要素はこの後数年間、引続いていたのであったが、文部省の示した「新日本建設ノ教育方針」の序文に「文部省

デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」と云ってあり、その方針としては「大詔奉体ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近く成案ヲ得ル見込デアルガ今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノヲラシメントシテ居ル」と述べ、且つ教育の体勢としては「決戦教育ノ体勢タル学徒隊ノ組織ヲ廢シ戰時的教育訓練ヲ一掃シテ平常ノ教科教授ニ復帰スルト共ニ学校ニ於ケル軍事教育ハ之ヲ全廢シ尚戦争ニ直結シタル学科研究所等モ平和的ナモノニ改変シツツアル」とし、教職員に対する措置、学徒に対する措置、科学教育、社会教育、青少年団体、宗教、体育や文部省の機構改革な

ど、種々の戦時体制から平和体制への切替えが目途された。八月二十八日、発専第一一八号として、文部次官は地方長官、学校長宛てに通牒を發し、「時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ關スル件」が達せられたが、その記の一に「学校（女子ノ学校ヲ含ム）ノ授業ノ実施ニ付テハ平常ノ教科教授ニ復原スル様措置スルコト、学生生徒ヲ帰省セシメタル学校ニ在リテモ遅クモ九月中旬ヨリ右ニ依リ授業ヲ開始スルコト」と示され、その三に「戦災ニ因リ未ダ授業開始ノ目途樹タザル学校ニ在リテモ關係諸機關ト連絡ノ上校舎設備並ニ教職員学徒ノ宿舍ノ調達等ヲ図リ又ハ授業ノ委託ノ方法ヲ講ズル等成ルベク速ニ平常ノ教科教授ヲ開始スルコトニ努力シ差当ツテハ食糧ノ増産等ノ作業ニ当ラシムル等適宜ノ措置ヲ講ズルコト、右ニ關シテハ、大学、高等専門學校ニ在リテハ學校集團ニ於テ克ク互助力ノ実ヲ挙グルコト」と述べてある。新日本建設の理想も俄かには進まなかった。特に長崎にあっては、甚だしい被害を受けた後のことであり、教育施設も、又、教材、教職員、学生、職員等々殆んどを失つて了つ

た医科大学のことでもあったので、その復興には多年を要したのである。

九月二日、ミズリー号上において重光葵及び梅津美治郎の連合軍に対する降伏文書調印が行われたのも、日本を改変する条件であったが、九月四日、勅使久松待従は永野県知事及び鈴木警察部長及び菅野内務部長を伴つて来学し、学長に御慰問の詞を賜り、且つ「大学復興に尽力するよう」と教学復興の激励を加えられた。そして教授佐野保は東上して文部省と連絡に當つた。

同月下旬、長崎経済専門學校校舎内に大学本部及び附属医院の事務部を移し、再建事務を開始した。そして同月、文部属白方之次は事務官に任ぜられた。

九月二十四日、終戦処理のため厚生省顧問が勅命により定められ、戦争終結への道が漸く整備した。本学では教官、学生等数十名が大村元海軍病院に参集した。二十六日には、文部次官は発専一三〇号を以て、「校友会新発足ニ關スル件」を地方長官に宛てて通牒を發し、學校報國団の改組を關係學校長宛に示達するよう達した。そ

の趣旨は「終戦ニ際シ従来ノ学校報国団ハ之ヲ新シキ見地ニ立チタル校友会ニ改組シ学校ト表裏一体タル關聯ニ於テ学校教育ノ補充的機能ヲ發揮シ愈々校風ノ振作ヲ図ルモノトス」と云っており、その五条によって「大学、高等専門学校等ハ本省ニ」その改組の終了と新規則の報告を命じたのである。

これより先、八月二十四日、発動二〇号「学徒軍事教育並ニ戦時体錬及学校防空關係諸訓令等ノ措置ニ關スル件」が学徒動員局長より地方長官、学校長に宛てて発せられ、昭和十六年十一月二十七日、訓令第三〇号「学校教練教授要目」以下、二十の法令を廃し、陸軍現役將校学校配属の制度が全くなつたのである。これによって学問のみに専念できる大学教育が確立されたのであるが、これと関連して、九月十九日、官体四七号を以て、体育局長は「武器引渡命令ニ対スル学校教練用銃兵器処理ニ關スル件」を学校長に通告し、軍用銃砲・刀劍・軍用火薬を十月十日までに所轄警察署に提出せしめた。十月三日、発体六七号を以て、体育局長は「学徒ノ軍事教

育ニ關スル件」を学校長に達し、銃剣道の停止を命じたが、既に破局に陥っていた本学ではそうしたことは行なわらるべき余地もなかったし、軍国主義的色彩は次第に大学から消え去ろうとしていたのである。

さて、九月二十七日より大村元海軍病院長泰山軍医少將の協力のもとに同病院（現国立大村病院）に移って入院患者の診療に従事していた本学では、十月五日より外来診療を始め、九日より講義を開いた。一方、当時のアメリカ軍公衆衛生官ホーン大尉及び本県市等の斡旋により、十月四日には新興善国民学校を改造して大学附属医局を開設することを決した。商工会議所より一時、長崎経済専門学校に移されていた大学本部も、新興善国民学校に移した。

十月二十二日、日本教育制度に対する管理対策の件が連合国最高司令部より終戦連絡中央事務局経由で、日本帝国政府に対する覚書として指令された。その一に「日本新内閣ニ対シ教育ニ關スル占領ノ目的及政策ヲ充分ニ理解セシムル聯合国軍最高司令部ハ茲ニ左ノ指令ヲ發ス

ル」と云って、三項目を示し、デモクラシーの真意を知らしめ、軍国主義的及び極端な国家主義的イデオロギーの普及を禁止する意向を掲げた。又、他に二条を示して、文部省と連合国軍最高司令部の間の連絡機関を設けしめ、教師の個人的責任を負うべきことを明らかにした。

同日、連合軍アメリカ第二海兵師団の駐留に伴い、長崎陸軍病院（昭和十七年以来、海外移住教養所に開かれていた。）は建築物及び医療施設を接収していたが、占領軍の管理下に長崎県市の協力によって、長崎慈恵病院が発足した。この病院は翌年四月、日本医療団が移管し、長崎県中央病院と改称し、更に二十三年十二月、日本医療団の解散に伴い、長崎市立市民病院と改称して長崎市の経営に移った。

昭和二十年十月二十六日、厚生省の改組があり、勤労局及び健民局の一部は勤労・労政・社会の三局となったが、又、臨時防疫局が設置されて徐々に占領政策を推進する態勢を整えた。

大学では十一月二日に原子爆弾による被災死致者の霊

を祭るべく、合同慰霊祭を執行したが、一方、原子爆弾投下後、長崎医師会及び九州帝国大学医学部の人々の行っていた新興善国民学校の原子爆弾被災患者その他の診療に代って、その診療を引継ぎ、本学附属医院として診療したのである。

こうして基礎医学教室は大村、臨床医学教室は大村及び長崎に開設され、高学年の学生は長崎に、低学年の学生は大村に分散配置し、更に先に決定したように、佐賀高等学校、九州大学医学部にも配置され、教育の復興が行われた。そして一時は大村の元海軍病院が本学に移管されると云うことまで決定していたのである。

十二月一日、医療局官制が公布され、軍事保護院が廃されて保護院と医療局が設置され、陸海軍病院と傷痍軍人療養所が国立病院及び国立療養所として一般に解放された。これによって大村海軍病院も一般に解放されて、国立療養所となるべき法的な基礎を生じた。同月二十二日、教授兼学長事務取扱古屋野宏平は学長に任ぜられた。